

口腔管理連携加算に係る掲示

当院では、入院中に治療が必要な口腔状態に係る課題により、治療に支障が生じる場合は、必要に応じて連携歯科医療機関へ歯科訪問診療を依頼する体制を整備しております。

連携歯科医療機関として定められている医療機関の名称は以下のとおりです。

- ・医療法人 深野歯科医院

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院は診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関です。マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

また、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。